

札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日

札幌市長 上田 文雄

札幌市規則第 49 号

札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則（平成 1 5 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

(1) 第 1 2 条第 1 項中「(国及び地方公共団体を除く。)」を削り、同項第 1 号中「(第 3 項の認証登録を受けている事業所にあつては、その登録の範囲内における従業員の数を除く。)」及び「(第 3 項の認証登録を受けている事業所にあつては、その登録の範囲内において使用している部分を除く。)」を削り、同項第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) その年度において使用した燃料の量並びにその年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和 5 4 年通商産業省令第 7 4 号）第 4 条に規定する方法により原油の数量に換算した量を合算した量が 1 , 5 0 0 キロリットル以上である事業者

(3) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 5 4 年法律第 4 9 号）第 1 9 条第 1 項に定める連鎖化事業を行う者のうち、当該者が市内に設置しているすべての工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）及び同項に定める加盟者が市内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等について、これらの工場等における常時使用する従業員の数及び床面積の合計又は前号に規定する燃料並びに熱及び電気の量の合計が、第 1 号に規定する数及び面積又は前号に規定する量以上で

あるもの

(2) 第 1 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(4) 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 1 1 年政令第 1 4 3 号）第 5 条第 6 号から第 1 1 号までに規定する事業者

(3) 第 1 2 条第 2 項中「又は第 3 号」を「から第 4 号まで」に、「6 月末日」を「7 月末日」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「6 月末日」を「7 月末日」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項を同条第 4 項とする。

(4) 第 1 5 条第 1 項を次のように改める。

条例第 2 3 条第 1 項の規則で定める台数は、5 0 台とする。ただし、二輪自動車及び道路運送車両の保安基準（昭和 2 6 年運輸省令第 6 7 号）第 1 条第 1 項第 2 号に規定する被けん引自動車の台数を除くものとする。

(5) 第 1 5 条第 3 項を次のように改める。

3 第 1 項ただし書に規定する自動車については、自動車使用管理計画の策定を要しないものとする。

(6) 第 1 5 条第 4 項及び第 5 項中「6 月末日」を「7 月末日」に改める。

(7) 第 1 5 条の 2 第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

条例第 2 8 条の 4 第 1 項の規則で定める建築物の新築等は、次に掲げるものとする。

(1) エネルギーの使用の合理化に関する法律第 7 5 条第 1 項第 1 号に規定する第一種特定建築物（以下「第一種特定建築物」という。）の新築

(2) 第一種特定建築物の改築であって、次に掲げる規模のいずれかに該当するもの

ア 当該改築に係る部分の床面積の合計が 2 , 0 0 0 平方メートル以上

イ 当該改築に係る部分の床面積の合計が当該改築に係る第一種特定建築物の床面積の合計の 2 分の 1 以上

(3) 第一種特定建築物の増築であって、当該増築に係る部分の床

面積の合計が 2,000 平方メートル以上であるもの

(4) 第一種特定建築物の修繕又は模様替であって、次に掲げる規模のいずれかに該当するもの

ア 第一種特定建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が 2,000 平方メートル以上

イ 第一種特定建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が 2,000 平方メートルに満たない修繕又は模様替であって次のいずれかに掲げる規模

(ア) 第一種特定建築物の直接外気に接する屋根（これに設ける窓その他の開口部を含む。）の修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該屋根の面積の合計の 2 分の 1 以上

(イ) 第一種特定建築物の直接外気に接する壁（これに設ける窓その他の開口部を含む。）の修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該壁（当該第一種特定建築物の敷地境界線（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条に規定する道路に接する部分を除く。）からの水平距離が 1.5 メートル以下の部分を除く。）の面積の合計の 2 分の 1 以上

(ウ) 第一種特定建築物の直接外気に接する床（これらに設ける窓その他の開口部を含む。）の修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該床の面積の合計の 2 分の 1 以上

(5) 第一種特定建築物への空気調和設備等の設置

(6) 第一種特定建築物に設けた空気調和設備等の改修であって、次のアからオまでに掲げる設備の区分に応じ、当該アからオまでに定める改修

ア 空気調和設備 次のいずれかに該当する改修

(ア) 暖房又は冷房のための空気調和設備の熱源機器の取替えで、当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が 300 キロワット以上のもの

(イ) 暖房又は冷房のための空気調和設備の熱源機器の取替え

で、当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が当該空気調和設備のすべての暖房又は冷房のための熱源機器の定格出力の合計の2分の1以上のもの

(ウ) 暖房又は冷房のための空気調和設備のポンプの取替えで、当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が900リットル毎分以上のもの

(エ) 暖房又は冷房のための空気調和設備のポンプの取替えで、当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が当該空気調和設備のすべての暖房又は冷房のためのポンプの定格流量の合計の2分の1以上のもの

(オ) 空気調和設備の空気調和機の取替えで、当該取替えに係る空気調和機の定格風量の合計が60,000立方メートル毎時以上のもの

(カ) 空気調和設備の空気調和機の取替えで、当該取替えに係る空気調和機の定格風量の合計が当該空気調和設備のすべての空気調和機の定格風量の合計の2分の1以上のもの

(キ) 当該第一種特定建築物のいずれかの階に設けられているすべての空気調和設備の空気調和機の取替え

イ 空気調和設備以外の機械換気設備 次のいずれかに該当する改修

(ア) 機械換気設備の送風機の取替えであって、当該取替えに係る送風機の電動機の定格出力の合計が5.5キロワット以上のもの

(イ) 機械換気設備の送風機の取替えであって、当該取替えに係る送風機の電動機の定格出力の合計が当該機械換気設備のすべての送風機の電動機の定格出力の合計の2分の1以上のもの

ウ 照明設備 次のいずれかに該当する改修

(ア) 照明設備の取替えであって、当該取替えに係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの

(イ) 照明設備の取替えであって、当該取替えに係る部分の床

面積の合計が当該第一種特定建築物の床面積の合計の2分の1以上のもの

(ウ) 当該第一種特定建築物のいずれかの階の居室に設けられているすべての照明設備の取替え

エ 給湯設備 次のいずれかに該当する改修

(ア) 給湯設備の熱源機器の取替えであって、当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が200キロワット以上のもの

(イ) 給湯設備の熱源機器の取替えであって、当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が当該給湯設備のすべての熱源機器の定格出力の合計の2分の1以上のもの

(ウ) 給湯設備の配管の取替えであって、当該取替えに係る配管の長さの合計が500メートル以上のもの

(エ) 給湯設備の配管の取替えであって、当該取替えに係る配管の長さの合計が当該給湯設備のすべての配管の長さの合計の2分の1以上のもの

オ 昇降機 2以上の昇降機の取替え

2 条例第28条の4第1項の規定による提出は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該工事に着手する日の21日前までに、当該各号に定める書面によってしなければならない。

(1) 当該建築物の新築、増築又は改築の工事 新築等建築物環境配慮計画提出(変更届出)書(様式4)

(2) 当該建築物の修繕若しくは模様替又は当該建築物への空気調和設備等の設置若しくは改修の工事 修繕等建築物環境配慮計画提出(変更届出)書(様式4の2)

(8) 第15条の2第4項を次のように改める。

4 条例第28条の4第3項の規則で定める建築物の新築等は、次に掲げるものとする。

(1) エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条の2第1項に規定する第二種特定建築物(以下「第二種特定建築物」という。)の新築

(2) 第二種特定建築物の改築で、当該改築に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上であり、かつ、当該床面積の合計が当該改築に係る第二種特定建築物の床面積の合計の2分の1以上であるもの

(3) 第二種特定建築物の増築で、当該増築に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上であり、かつ、当該床面積の合計が増築前の建築物の床面積の合計以上であるもの

(9) 第15条の2に次の1項を加える。

5 第2項の規定は、条例第28条の5の規定による届出について準用する。

(10) 第15条の3及び第15条の4を次のように改める。

(建築物環境配慮計画書の軽微な変更)

第15条の3 条例第28条の5ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 条例第28条の4第2項第3号に掲げる事項の変更であって、延べ面積の増加を伴わないもの(建築物の主たる用途の変更を除く。)

(2) 条例第28条の4第2項第4号に掲げる事項の変更であって、同項第5号に規定する評価結果が変更前と同等以上となるもの(新築等工事の完了等の届出)

第15条の4 条例第28条の7の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める書面によってしなければならない。

(1) 建築物の新築、改築又は増築に係る届出 新築等建築物工事完了(取りやめ)届出書(様式4の3)

(2) 建築物の修繕若しくは模様替又は建築物への空気調和設備等の設置若しくは改修に係る届出 修繕等建築物工事完了(取りやめ)届出書(様式4の4)

(11) 第46条第3項第3号中「別表9第14項」を「別表9第13項」に改め、同項第4号中「別表9第17項及び第18項」を「別表9第16項及び第17項」に改め、同項第15号中「別表9第66項」

を「別表 9 第 6 5 項」に改め、同号を同項第 1 6 号とし、同項第 9 号から第 1 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 8 号中「別表 9 第 4 1 項」を「別表 9 第 4 0 項」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 7 号中「別表 9 第 3 8 項」を「別表 9 第 3 7 項」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 6 号中「別表 9 第 3 6 項」を「別表 9 第 3 5 項」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「別表 9 第 2 4 項」を「別表 9 第 2 3 項」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 別表 9 第 2 1 項に掲げる特定管理化学物質 バナジウム

(12) 第 4 6 条第 4 項中「第 1 4 項、第 1 8 項、第 1 9 項」を「第 1 3 項、第 1 7 項、第 1 8 項」に改める。

(13) 第 4 7 条第 2 項中「7 月末日」を「6 月末日」に改める。

(14) 別表 9 第 1 1 項を削り、同表第 1 2 項から第 2 1 項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表第 2 2 項中「五酸化バナジウム」を「バナジウム化合物」に改め、同項を同表第 2 1 項とし、同表第 2 3 項から第 3 2 項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表第 3 3 項中「オルト ジクロロベンゼン」を「ジクロロベンゼン」に改め、同項を同表第 3 2 項とし、同表第 3 4 項から第 4 6 項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表第 4 7 項中「及びその化合物」を削り、同項を同表第 4 6 項とし、同項の次に次のように加える。

4 7	鉛化合物	
-----	------	--

(15) 別表 9 第 6 1 項中「及びその」を削り、同表第 6 2 項を削り、同表第 6 3 項から第 6 6 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

(16) 様式 1 及び様式 2 を次のように改める。

様式 1

環境保全行動 計画提出書
自動車使用管理

年 月 日

(あて先) 札幌市長

提出者 住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

環境保全行動
札幌市生活環境の確保に関する条例に基づき、自動車使用管理 計画を
策定しましたので、次のとおり提出します。

事業の概要					
事業の規模	従業員数	人	原油換算した		
	使用床面積	m ²	燃料・熱・電気の合計量		kl
	事業所数	事業所	自動車使用台数		台
温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算排出量)	エネルギー起源 CO ₂	メタン	NO _x	HFC	
	非エネルギー起源 CO ₂	PFC	SF		
		t - CO ₂	t - CO ₂	t - CO ₂	t - CO ₂
		t - CO ₂	t - CO ₂	t - CO ₂	t - CO ₂
提出根拠		条例第 13 条 (環境保全行動計画) 第 1 項 第 3 項 条例第 23 条 (自動車使用管理計画) 第 1 項 第 2 項			
計画書の担当部署		担当部署名 担当者氏名 電話 / FAX 電子メールアドレス			
計画期間		年 月 日 ~ 年 月 日			
環境保全行動 自動車使用管理 計画書		別添のとおり			
備考	環境マネジメントシステムの 認証登録の有無及びその種類	有 (認証名) 無			
	その他				

- 注 1 事業の概要は、事業所における日本標準産業分類の中分類項目に掲げる業種及びその業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記入してください。
- 2 従業員数、使用床面積及び自動車使用台数は、4月1日現在で記入してください。
- 3 事業所数は、4月1日現在の札幌市内事業所数を記入してください。
- 4 燃料・熱・電気の合計量は、計画期間の初年度の前年度に使用した量を原油換算して記入してください。
- 5 原油換算の方法は、エネルギー使用の合理化に関する法律施行規則第4条に規定す

る方法で行ってください。

6 温室効果ガス排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第5項で規定する方法により、二酸化炭素排出量に換算したものを記入してください。

7 のある欄には、該当する 内に✓印を記入してください。

8 環境マネジメントシステムの認証登録がある場合は、認証登録の範囲が分かる書類の写しを添付してください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 2

環境保全行動 報告提出書
自動車使用管理実施

年 月 日

(あて先) 札幌市長

提出者 住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

札幌市生活環境の確保に関する条例 第 1 3 条第 4 項 第 2 3 条第 3 項 の規定により、環境保全行動 自動車使用管理実施 報告書を提出します。

報 告 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日			
事 業 の 規 模	従 業 員 数	人		原油換算した	k l
	使用床面積	m ²		燃料・熱・電気の合計量	
	事業所数	事業所		自動車使用台数	台
	温室効果 ガス排出量 (二酸化炭素 換算排出量)	エネルギー起源 CO ₂ t - CO ₂	メタン t - CO ₂	N O _x t - CO ₂	HFC t - CO ₂
	非エネルギー起源 CO ₂ t - CO ₂	PFC t - CO ₂	SF ₆ t - CO ₂		
報告書の担当部署		担当部署名 担当者氏名 電話 / FAX 電子メールアドレス			
計画書提出根拠		条例第 1 3 条 (環境保全行動計画) 第 1 項 第 3 項 条例第 2 3 条 (自動車使用管理計画) 第 1 項 第 2 項			
計 画 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日			
環境保全行動 報告書 自動車使用管理実施		別添のとおり			
備 考					

注 1 従業員数、使用床面積及び自動車使用台数は、報告に係る年度の 3 月 3 1 日現在で記入してください。

2 事業所数は、報告年度に係る年度の 3 月 3 1 日現在の札幌市内事業所数を記入してください。

3 燃料・熱・電気の合計量は、計画期間の初年度の前年度に使用した量を原油換算して記入してください。

4 原油換算の方法は、エネルギー使用の合理化に関する法律施行規則第 4 条に規定する方法により行ってください。

5 温室効果ガス排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 5 項で規定する方法により、二酸化炭素排出量に換算したものを記入してください。

6 のある欄には、該当する 内に✓印を記入してください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(17) 様式 4 及び様式 4 の 2 を次のように改める。

様式 4

新築等建築物環境配慮計画提出（変更届出）書

年 月 日

（あて先）札幌市長

提出（届出）者 住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

札幌市生活環境の確保に関する条例第 28 条の 4 第 1 項（第 28 条の 4 第 3 項・第 28 条の 5）の規定により、建築物環境配慮計画書を作成（変更）しましたので、次のとおり提出し（届け出）ます。

建築物の名称	
建築物の所在地	

計画書の提出に係る事項

工 事 の 種 類		新 築 ・ 増 築 ・ 改 築
建築物の概要	構 造	
	高 さ （ 階 数 ）	m（地上 階・地下 階）
	延 べ 面 積	m ²
	用 途	（うち主たるもの） m ² m ²
工 事 着 手 予 定 日		年 月 日
工 事 完 了 予 定 日		年 月 日

計画書の変更の届出に係る事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

環境負荷低減措置その他の環境への配慮に関する措置及びその評価結果	別紙のとおり
計画書作成者等の氏名等	住 所 氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話 / FAX
備 考	
受付欄	特記欄

注 1 には、該当する 内に✓印を記入してください。

2 の欄には、記入しないでください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 4 の 2

修繕等建築物環境配慮計画提出（変更届出）書

年 月 日

（あて先）札幌市長

提出（届出）者 住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

札幌市生活環境の確保に関する条例第 28 条の 4 第 1 項（第 28 条の 4 第 3 項・第 28 条の 5）の規定により、建築物環境配慮計画書を作成（変更）しましたので、次のとおり提出し（届け出）ます。

建築物の名称	
建築物の所在地	

計画書の提出に係る事項

工 事 の 種 類		修 繕 ・ 模 様 替 ・ 空 気 調 和 設 備 等 の 設 置 又 は 改 修	
建 築 物 の 概 要	構 造		
	高 さ （ 階 数 ）	m （ 地 上 階 ・ 地 下 階 ）	
	延 べ 面 積	m ²	
	用 途	（うち主たるもの）	
			m ²
工 事 着 手 予 定 日		年 月 日	
工 事 完 了 予 定 日		年 月 日	

計画書の変更に係る事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

環境負荷低減措置 その他の環境への 配慮に関する措置 及び評価	
--	--

計画書作成者等の氏名等		住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話 / F A X	
備考			
受付欄		特記欄	

注 1 には、該当する 内に✓印を記入してください。

2 の欄には、記入しないでください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(18) 様式 4 の 2 の次に次の 2 様式を加える。

様式 4 の 3

新築等建築物工事完了（取りやめ）届出書

年 月 日

（あて先）札幌市長

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

札幌市生活環境の確保に関する条例第 28 条の 7 の規定により、建築物の新築等工事を完了し（取りやめ）ましたので、次のとおり届け出ます。

建築物の名称	
建築物の所在地	

新築等工事の完了に係る事項

工事完了日	年 月 日
-------	-------

新築等工事の取りやめに係る事項

工事を取りやめた日	年 月 日
-----------	-------

備 考	
受付欄	特記欄

注 1 には、該当する 内にレ印を記入してください。

2 の欄には、記入しないでください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 4 の 4

修繕等建築物工事完了（取りやめ）届出書

年 月 日

（あて先）札幌市長

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

札幌市生活環境の確保に関する条例第 28 条の 7 の規定により、建築物の修繕等の工事を完了し（取りやめ）しましたので、次のとおり届け出ます。

建築物の名称	
建築物の所在地	

修繕等工事の完了に係る事項

工事完了日	年 月 日
-------	-------

修繕等工事の取りやめに係る事項

工事を取りやめた日	年 月 日
-----------	-------

備 考	
受付欄	特記欄

注 1 には、該当する 内にレ印を記入してください。

2 の欄には、記入しないでください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。